最近の私学共済制度をめぐる主な動向(レジュメ)

長期給付関係

- 1. 被用者年金制度一元化法案の廃案
- 2. 基礎年金国庫補助割合の引上げ
- 3. 社会保険の保険料等に係る延滞金の軽減
- 4. 厚生年金及び国民年金の支払遅延に係る加算金の支給

短期給付関係

- 1. 後期高齢者支援金の負担方法の見直し
- 2. 高齢者医療制度改革

その他

社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会

長期給付関係

1. 被用者年金制度一元化法案の廃案

(1)法律案の趣旨

被用者年金制度の一元化については、平成18年4月の閣議決定及び12月の政府・与党合意に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。これにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

(2)法律案の概要

【主要事項】

- ① 被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一。
- ② 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率に統一。 また、共済組合等が保有する積立金について、厚生年金の積立金の水準に見合っ た額を仕分け、1・2階部分の共通財源に供する。
- ③ 事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用。
- ④ 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止。
 - ※新3階年金については、平成19年中に検討を行い、その結果に基づいて別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施するという趣旨を規定(附則)。

(3)審議経過

平成22年4月の施行を目指し、平成19年4月に国会提出されたが、以降未審議のまま、平成21年7月の衆議院解散により廃案となった。

2. 基礎年金国庫補助割合の引上げ

- 〇 年金制度の長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を持続可能なものとするとともに、将来的な給付水準(現役世代の手取り収入50%)を確保し、国民の年金制度への信頼確保を図る観点から、私学共済が負担する基礎年金拠出金に対する国庫補助割合を、平成21年度から2分の1とする改正を行った。
- この財源については、平成21年度及び平成22年度においては、財政投融資特別会計から一般会計への繰入金を活用し、平成23年度以後は、税制の抜本的改革により所要の安定財源を確保した上で、国庫補助割合2分の1を恒久化することとされている。
- なお、現時点においては、平成23年度以後の財源をどのように確保するかは決まっていないが、差しあたって、平成23年度予算概算要求においては国庫補助割合を2 分の1として要求。ただし、財源は予算編成過程で検討されることとなっている。

3. 社会保険の保険料等に係る延滞金の軽減

- 毎月の掛金を翌月末の納期限までに納付しない学校法人に対しては督促状が送付され、さらに督促状の指定した期限までに納付しない場合には、学校法人は、掛金額につき年14.6%の割合で延滞金を支払わなければならないこととなっている。
- 現下の厳しい経済社会情勢に影響を受け、厚生年金保険料等の支払いに困窮している事業主等に配慮し、納期限から一定期間の日数については、延滞金利率を軽減することを趣旨とした延滞金軽減法(社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律)が平成22年1月1日から施行され、私学共済の掛金に係る延滞金についても同様の措置を行うこととした。

【軽減措置】

納期限から3ヶ月の延滞金については、年4.3%(平成22年)の利率を適用

4. 厚生年金及び国民年金の支払遅延に係る加算金の支給

厚生年金保険及び国民年金においては、年金時効特例法(平成19年7月6日施行) により、年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分も含め、さか のぼって支給している。

これにより5年を超えてさかのぼって支給する年金が現在価値に見合う額となるよう、物価上昇相当分を遅延加算金として支払うこととする年金遅延加算金法(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律)が平成22年4月30日から施行された。

私学共済の年金については同法に規定されていないが、同法の趣旨及び国共済の取扱いを踏まえ、これに準じた措置を行うこととしている。

短期給付関係

1. 後期高齢者支援金の負担方法の見直し

(1)後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、①高齢者と現役世代の負担の明確化を図る、②都道府県単位の運営とすることにより財政運営の安定化と保険料負担の公平化を図る、という観点から旧老人保健制度を改善した上で、75歳以上の高齢者を対象として、平成20年4月に施行した。

この制度において、75歳以上の高齢者の医療費に対する現役世代からの支援金は、保険者ごとの加入者数に応じた負担(加入者割)としていた。

(2)負担方法の見直し

- 〇 しかし、現下の厳しい経済社会情勢に影響を受け、特に中小企業の従業員が加入する協会けんぽの財政状況が逼迫したことにかんがみ、保険料の大幅な引上げを抑制するため、平成24年度までの3年間において、財政再建のための特例措置を講ずること等を盛り込んだ、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律が、平成22年5月19日に公布された。
- この法律において、後期高齢者支援金に係る被用者保険グループ(協会けんぽ、健保組合、共済組合)間の分担方法は従来すべて加入者割であったところを、24年度までの3年間においては、支援金の3分の1(22年度は9分の2(7月分から来年2月分までの8か月分であるため))について、保険者ごとの加入者の総報酬に応じた負担(総報酬割)とすることとされた。

支援金の3分の1を総報酬割にすることによる影響額は、私学共済の場合、22年度は約30億円と見込まれている。

2. 高齢者医療制度改革

(1) 現行制度(後期高齢者医療制度)の問題点

現行制度については、以下の問題点が指摘されている。

- ① 75歳に到達した時点で、これまでの制度から区分された独立型の制度に加入させるため、多くの国民から差別的制度と受け止められた。
- ② 高齢者の方々の心情に配慮することなく、「後期高齢者」という名称が用いられた。
- ③ 高齢者の医療費の増加に比例して高齢者の保険料が増加するため、将来に不安を抱かせるものとなっている。
- ④ このほか、運営主体について市町村が共同で設立する広域連合としたことや、高齢者の医療費にかかる現役世代からの支援金・納付金のあり方に対しても、様々な問題が指摘されている。

(2)高齢者医療制度改革会議

- 〇「民主党マニフェスト2010」等において、後期高齢者医療制度を廃止し、平成25年度から新たな高齢者医療制度を開始するとされたことを受け、厚生労働大臣主宰の会議として、新たな制度のあり方を検討。
- 8月20日(金)に開催された第9回会議において中間とりまとめが行われ、引き続き 検討することとした事項については、年末までに結論を得ることとしている。

その他

社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会

(1)設置趣旨及び開催状況

- 社会保障と税制を一体化し、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障を充実させ、国民負担の公正性を担保し適正化を図るために必要な番号制度について検討を行うため、国家戦略室において、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)に基づき、社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会が設置された(第1回会合 平成22年2月8日)。
- 〇 厚生労働省、財務省、総務省、内閣官房IT担当室など関係各省が関連施策の取組 状況について説明し、また、必要に応じて有識者ヒアリングを行うなど、これまでに5回 開催され、6月29日には中間取りまとめが行われた。

(2) 中間取りまとめ

- ① 利用範囲をどうするか
 - A案(ドイツ型): 税務分野のみで利用
 - B案(アメリカ型): 税務分野+社会保障分野で利用
 - 〇 C案(スウェーデン型):幅広い行政分野で利用
- ② 制度設計をどうするか
 - 番号に何を使うか ※最小の費用で、確実かつ効率的な仕組み
 - → 基礎年金番号 or 住民票コード or 新たな番号
 - 〇 情報管理をどうするか
 - 一元管理方式(アメリカ、韓国等)
 - → 各分野の番号を一本に統一し、情報を一元的・集中的に管理
 - ・ 分散管理方式(オーストラリア)
 - → 情報を各分野で分散管理し、中継データベースを通じて、共通番号を活用 して連携
- ③ プライバシー保護など国民の懸念へどう対応するか
 - 〇「国家管理」への懸念
 - 〇「不正行為」のリスク
 - 〇「目的外使用」のリスク